

【第 1 問】

《問 1》 1

老齢基礎年金の年金額は、満額777,800円（2022年度価額）に、20歳から60歳までの40年（480カ月）間のうちの保険料納付済月数を乗じて求める。設例より、20歳から34月間は国民年金の保険料を納めていないため満額受給できない。

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金の年金額} &= 777,800\text{円} \times \frac{\text{納付月数}}{480\text{月}} \\ &= 777,800\text{円} \times \frac{480\text{月} - 34\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 777,800\text{円} \times \frac{446\text{月}}{480\text{月}} \leftarrow \underline{\text{選択肢(1)}} \end{aligned}$$

《問 2》 2

1) 適切。

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）は、1961年（昭和36年）4月2日以後に生まれた男性および1966年（昭和41年）4月2日以後に生まれた女性には支給されない。したがって、原則、65歳から老齢厚生年金を受給することになる。

2) 不適切。

老齢厚生年金の受給権者本人の厚生年金被保険者期間が原則として20年以上ある者が、老齢厚生年金の受給権を取得した時点で、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳到達年度の末日までの子がいる場合に加算される給付を加給年金という。ただし、配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間が20年以上）を受け取る権利があるときは支給停止になる。妻Bさんが厚生年金保険に加入していた期間は11年間であるため、加給年金額の加算対象である。

【生計維持、生計同一関係の認定基準】

① 同居（別居の場合は仕送りをしているなど健康保険の扶養親族である等）

② 加給年金額等対象者は、前年の収入が850万円未満

3) 適切。

老齢厚生年金は原則65歳から支給されるが、希望により60歳から64歳までに「繰上げ」が、66歳から75歳までに「繰下げ」ができます。繰上げ1カ月当たり0.4%が減額、繰下げ1カ月当たり0.7%が増額される。

繰上げ（60歳から64歳）	「0.4%×繰上げた月数」が一生涯にわたり減額
繰下げ（66歳から75歳）	「0.7%×繰下げた月数」が一生涯にわたり増額

繰下げ受給した場合の年金額は、繰下げ月数1月当たり0.7%の割合で増額される。

70歳0カ月で繰下げ支給の申し出をした場合の増額率は、42%（0.7%×60月＝42%）である。

《問3》 1

「Aさんのような確定給付企業年金の加入者で65歳未満の厚生年金保険の被保険者は、個人型年金に加入することができます。個人型年金は、拠出した掛金を、加入者自身が選んだ商品で運用し、資産を形成する年金制度です。Aさんの場合、拠出できる掛金の限度額は年額（① 144,000）円であり、拠出した掛金は、その全額を所得税の（② 小規模企業共済等掛金控除）として総所得金額等から控除することができます。なお、60歳到達時に老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（③ 10）年以上必要となります」

<解説>

確定拠出年金の個人型年金と確定給付企業年金に加入している場合、原則として、掛金の拠出限度額は月額 1.2万円（年額14.4万円）である。掛金全額が、小規模企業共済等掛金控除になる。

【確定拠出年金の個人型 拠出限度額】

第1号被保険者		→ 月額 6.8万円
第2号被保険者	企業年金無し	→ 月額 2.3万円
	企業型DCのみに加入	→ 月額 2万円
	DBと企業型DCに加入	→ 月額 1.2万円
	DBのみに加入	→ 月額 1.2万円
	公務員等	→ 月額 1.2万円
第3号被保険者		→ 年額 2.3万円

※DC：確定拠出年金、DB：確定給付企業年金、厚生年金基金

【第2問】

《問4》 3

1) 適切。

X社株式のP E Rは、10倍である。株価の相対的な割高・割安を判断する指標として、P E Rがある。P E Rが高い値であるほど割高、低い値であるほど割安と判断される。

$$1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{発行済株式数}}$$

$$X \text{ 社株式の } 1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{750 \text{ 億円}}{3 \text{ 億株}} = 250 \text{ 円}$$

$$P E R \text{ (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$X \text{ 社株式の } P E R = \frac{2,500 \text{ 円}}{250 \text{ 円}} = 10 \text{ 倍}$$

2) 適切。

X社の配当利回りは、1.6%である。株価に対する1株当たりの年間配当金の割合を示す指標が配当利回りである。

$$1 \text{ 株当たりの配当金} = \frac{\text{年間配当金総額}}{\text{発行済株式数}}$$

$$X \text{ 社株式の } 1 \text{ 株当たりの配当金} = \frac{120 \text{ 億円}}{3 \text{ 億株}} = 40 \text{ 円}$$

$$\text{配当利回り (\%)} = \frac{\text{配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$X \text{ 社株式の配当利回り} = \frac{40 \text{ 円}}{2,500 \text{ 円}} \times 100 = 1.6\%$$

3) 不適切。

P E RとP B Rは、一般に、どちらも数値が低いほうが株価は割安と判断される。今の株価は「利益の何倍まで買われているか」「純資産の何倍まで買われているか」を示す倍率である。株価の妥当性を検討する際は、同業他社の数値や自社における過去の傾向と比較するなど、相対的な数値として投資判断材料の1つとする。

《問5》 3

1) 不適切。

上場株式を証券取引所の普通取引で売買したときの受渡しは、原則として、約定日（売買成立日）から起算して3営業日目に行われる。

2) 不適切。

売買成立（約定日）から起算して3営業日目に決済（受渡し）を行うため、利益確定日が2023年6月30日（金）になるためには、権利付き最終日の2023年6月28日（水）までにX社株式を買付約定（購入）しておく必要がある。そうすると、次の期末配当を受け取ることができる。

3) 適切。

特定口座（源泉徴収あり）でX社株式を株価2,500円で100株購入し、同年中に株価3,000円で全株売却した場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売買益5万円※に対して、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%相当額が源泉徴収等される。確定申告しないことも選択できる。

※5万円＝（3,000円－2,500円）×100株

《問6》 2

1) 適切。

投資家から集めた資金で、オフィスビルや商業施設、マンションなど複数の不動産などを購入し、その賃貸収入や売買益を投資家に分配する投資信託である。

2) 不適切。

不動産投資信託（J-REIT）の分配金は配当所得となり、株式の配当金と同様に扱われる。ただし、総合課税を選択した場合であっても、配当控除の適用を受けることはできない。

3) 適切。

上場株式と同じく、成行注文や指値注文を行うことが可能である。

【第3問】

《問7》 1

Aさんの2022年分の所得税における総所得金額

- 給与所得の金額：給与収入金額－給与所得控除額

$$= \text{給与収入金額} - \text{給与収入金額} \times 10\% + 110\text{万円}$$

$$= 780\text{万円} - 780\text{万円} \times 10\% + 110\text{万円}$$

$$= 780\text{万円} - 188\text{万円}$$

$$= 592\text{万円}$$
 - 総所得金額に算入する一時所得の金額：

$$(\text{解約返戻金} - \text{正味払込保険料} - \text{特別控除額} 50\text{万円}) \times 1/2$$

$$= (330\text{万円} - 300\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

$$= 0\text{円}$$
 - 分離課税の譲渡所得：▲10万円（損益通算できない）
- ∴総所得金額は、給与所得の金額592万円のみである。

《問8》 2

1) 適切。

【配偶者控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下		<u>38万円</u>	48万円
900万円超	950万円以下	26万円	32万円
950万円超	1,000万円以下	13万円	16万円

控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下である納税者本人と生計を一にする配偶者（合計所得金額が48万円以下）である。45歳の妻Bは、2022年中に、パートタイマーとして給与収入90万円を得ている。給与所得控除額55万円を給与収入90万円から差し引くと、給与所得は35万円になる。合計所得金額は48万円以下になり、控除対象配偶者である。表より、配偶者控除の額は38万円である。なお、青色事業専従者と事業専従者は対象外。老人控除対象配偶者とは、70歳以上の控除対象配偶者のことである。

2) 不適切。

【扶養控除の控除額】

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族（16歳以上）		<u>38万円</u>
特定扶養親族（19歳以上23歳未満 ^{※1} ）		63万円
老人扶養親族 （70歳以上 ^{※1} ）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等 ^{※2}	58万円

※1 その年の12月31日現在の年齢

※2 納税者本人又は配偶者の父母・祖父母など

17歳の長女Cは2022年中の給与収入がない。年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）であることが控除対象扶養親族の条件である。したがって、一般の控除対象扶養親族として、扶養控除の額は38万円になる。

13歳の二女Dは、16歳以上ではないため一般の控除対象扶養親族ではない。

∴扶養控除の対象者は長女Cのみで、控除額は38万円である。

3) 適切。

所得税における基礎控除の額は、納税者本人の合計所得金額に応じて表のとおりとなる。Aさんの合計所得金額は2,400万円以下であるため、適用を受けることができる基礎控除の額は48万円である。

【基礎控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額		控除額
2,400万円以下		<u>48万円</u>
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円
2,500万円超		0円

《問9》 3

1) 不適切。

上場株式の譲渡損失の金額について、繰り戻し還付はできない。なお、損益通算してもなお控除しきれない上場株式の譲渡損失の金額については、確定申告により、翌年以後3年間にわたり上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができる。給与所得などと相殺できるわけではない。

2) 不適切。

一時所得については、50万円を控除した残額に2分の1を乗じた金額が20万円を超える場合に、確定申告をしなければならない。

$$= (\text{解約返戻金} - \text{正味払込保険料} - \text{特別控除50万円}) \times 1/2$$

$$= (330\text{万円} - 300\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

$$= 0\text{円}$$

したがって、20万円を超えないため、Aさんは所得税の確定申告をする必要がない。

3) 適切。

ふるさと納税により地方公共団体に寄附をした場合、年末調整では寄付金控除の適用を受けることができないため、所得税の寄付金控除および住民税の寄附金税額控除を受けるには所得税の確定申告をする必要がある。なお、「ワンストップ特例制度」を利用すると、同一年中の寄付先が5自治体までであれば、寄付した市町村に一定の申請書を提出することで、確定申告をしなくても控除を受けることができる場合もある。

【第4問】

《問10》 3

①建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。さらに、甲土地は、特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率は10%緩和される。また、②建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

$$\begin{aligned}\text{① 建蔽率の上限となる建築面積} &= \text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \\ &= 400\text{m}^2 \times (80\% + 10\% + 10\%) \\ &= \underline{400\text{m}^2}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{② 容積率の上限となる延べ面積} &= \text{敷地面積} \times \text{容積率} \\ &= 400\text{m}^2 \times 300\%^{※} \\ &= \underline{1,200\text{m}^2}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}&※ 6\text{m (幅員が広い方)} \times \text{法定乗数 } 6/10 = 36/10 \Rightarrow 360\% > 300\% (\text{指定容積率}) \\ &\therefore 300\%\end{aligned}$$

《問11》 1

「Aさんが駅前のマンションに転居し、その後、居住していない現在の自宅を譲渡した場合に、Aさんが『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』の適用を受けるためには、Aさんが居住しなくなった日から（① 3年）を経過する日の属する年の12月31日までに現在の自宅を譲渡すること等の要件を満たす必要があります。また、『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例』（軽減税率の特例）の適用を受ける場合、現在の自宅の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額のうち、（② 6,000万円）以下の部分については、所得税および復興特別所得税（③ 10.21%）、住民税4%の税率で課税されます」

<解説>

「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」（軽減税率の特例）の適用を受けた場合、課税長期譲渡所得金額の6,000万円以下の部分については、所得税および復興特別所得税10.21%、住民税4%の軽減税率が適用される（6,000万円超の部分については、所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%の税率が原則どおり適用される）。適用を受けるには、譲渡した年の1月1日における所有期間が10年超など一定の要件がある。また、3,000万円の特別控除との併用は可能である。

《問12》 2

1) 不適切。

自己建設方式とは、土地の所有者が建築資金の調達、建設工事の発注、建物の管理・運営までの一切を自ら行う賃貸事業運営方式のことである。自己物件の賃借に限り、宅地建物取引業の免許は不要である。

2) 適切。

Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地は貸家建付地として評価される。

貸家建付地の価額＝自用地価額×（1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合）

3) 不適切。

固定資産税の課税標準を6分の1の額とする特例である。

【住宅用地の課税標準額（特例）】

	小規模住宅用地 (200㎡以内)	その他の住宅用地 (200㎡超)
固定資産税	価格の <u>6分の1の額</u>	価格の3分の1の額
都市計画税	価格の3分の1の額	価格の3分の2の額

【第5問】

《問13》 3

1) 適切。

自筆証書遺言は、全文と日付および氏名を自書・押印して作成する。財産目録については、パソコン等で作成することが認められている。

2) 適切。

自筆証書遺言を作成した者は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請できる（2020年7月10日施行）。なお、遺言書保管所に保管されている遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となる。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要※	不要	必要

※遺言書保管所の保管は不要

3) 不適切。

公正証書遺言を作成する場合、証人2人以上の立会いが必要である。遺言の証人になることができない者は、以下のとおりである。なお、弁護士や司法書士でなくても証人になることができる。

① 未成年者

② 推定相続人・受遺者及びその配偶者並びに直系血族

③ 公証人の配偶者・四親等内の親族並びに書記及び雇人

したがって、推定相続人である妻Bさんや長女Cさんは証人になれない。

《問14》 1

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

設例では、法定相続分は、妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長女Cさんが $\frac{1}{4}$ 、二女Dさんが $\frac{1}{4}$ となる。

課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は、1億円である。

● 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

・ 妻Bさん : $1\text{億円} \times \frac{1}{2} = 5,000\text{万円}$

・ 長女Cさん : $1\text{億円} \times \frac{1}{4} = 2,500\text{万円}$

・ 二女Dさん : $1\text{億円} \times \frac{1}{4} = 2,500\text{万円}$

● 法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）

・ 妻Bさん : $5,000\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 800\text{万円}$

・ 長女Cさん : $2,500\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 325\text{万円}$

・ 二女Dさん : $2,500\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 325\text{万円}$

● 相続税の総額

$800\text{万円} + 325\text{万円} + 325\text{万円} = \underline{1,450\text{万円}}$

《問15》 3

1) 適切。

自宅敷地（200㎡・6,000万円）の相続税評価は330㎡限度に80％評価減になるため、減額される金額は4,800万円*となる。

自宅の相続税評価額において減額される金額＝6,000万円×0.8＝4,800万円

【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	<u>80%</u>
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

2) 適切。

「配偶者に対する相続税額の軽減」とは、実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者には相続税はかからない制度のことである。適用して相続税がゼロになる場合でも、相続税の申告書は提出する必要がある。

- 1億6千万円
- 配偶者の法定相続分相当額

3) 不適切。

遺留分権利者になることができるのは、兄弟姉妹を除く法定相続人であり、配偶者・子・直系尊属である。被相続人Aさんの二女Dさんは、遺留分侵害額の請求等ができる。直系尊属のみが相続人である場合を除き、遺留分の割合は1/2である。また、本問において、民法上の法定相続人および法定相続分は、配偶者が2分の1、長女Cと二女Dさんがそれぞれ4分の1である。

二女Dさんの遺留分＝遺留分を算定するための財産価額×遺留分割合×法定相続分
 ＝2億円×1/2×1/4
 ＝2,500万円